

トーハツにみる資本の論理(2)

KIMIZUKA, Yoshiro / キミズカ, ヨシロウ / 君塚, 芳郎

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

12

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

35

(発行年 / Year)

1966-03-19

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017712>

トーハツにみる資本の論理 (2)

君 塚 芳 郎

はし が き

- 一、戦前戦後の発展
- 二、独占競争の激化 (以上前号)
- 三、富士電機と『計画倒産』
- 四、労働者の戦い (以上本号)
むすび

三、富士電機と『計画倒産』

富士電機がトーハツを支配するようになったのは昭和三六年の二月頃であり、それから三年たった三九年二月にトーハツは倒産したのである。世間の注目をひいた富士電機の『計画倒産』がこれである。従ってここでは、まず富士電機がトーハツに乗り込んだ理由から始めて、富士電機の行った経営の実績を吟味し、『計画倒産』を数字的にあつづけ、更生計画の実態を分析していきたい。

富士電機による支配 富士電機がトーハツの株式を買集めて支配権をにぎったのは昭和三六年度である。もともと富士電機はトーハツの大株主であったとはいえず、持株は割合少なかった。昭和三〇年下期までは二位の株主（比率七

・三三%)であった。三一年上期に、それまで長い間筆頭株主(八・五四%)であった三菱信託銀行が先を見越して手を引いたので、一位になったとはいうものの、持株の比率は以前として七・三三%に過ぎなかった。その後三五年までに持株の比率を一六・三三%に高めた富士電機は、トーハツの株式を約百円で買集め、その約二七%を手中に納め、取締役六名を派遣して支配権を確立した。この時は三六年上期であり、三六年三月決算でトーハツがはじめて赤字を出した直後であった。

富士電機がトーハツに派遣した主要な役員には、会長の金成増彦(富士電機社長)社長の福島秀次郎(富士電気工事社長)常務の平島秀雄(富士機器社長)の諸氏であるが、これらの役員の大部分は労務畑出身が多かったといわれる。事実、後でみるように富士電機はトーハツに対し、本来の営業を積極的に促進するより、むしろ社内で労務管理を強化するという消極的な経営政策を行ったのである。

富士電機がトーハツを傘下に入れたのは、トーハツの繁栄を計る目的であるというよりむしろ自社製品の吐け口を確保するためであったとみなされる。富士電機の製品のうち、家庭電器の占める割合は三〇%以下であったため、『家庭電化ブーム』に便乗できず、同業他社に比べて業績が悪かったのである。しかし、競争会社の一つである日立製作所がトーハツに乗り出すという、うわさが伝わると、『走る電装品』といわれるオートバイに対する自社製品の販路を確保したので、トーハツの支配権を獲得したとみられる。

現に富士電機の松本工場は、スピードメーター・車輛用電装品を主とした工場であり、『製造している電装品の大部分を同社(注トーハツ)に提供し、密接な関係にある』のであった。(三六年三月 富士電機有価証券報告書)しかも富士電機はトーハツを支配すると同時に『電装品増産設備』用の資金六、二四八万円を松本工場に投下したので

ある。

昭和三五年度はモペット生産高が百万台を突破した『モペット・ブーム』のピークであり、ホンダの飛躍的發展と高い利潤率に眼が奪われていた頃であった。その上に、富士電機―古河―第一銀行グループ傘下の、横浜ゴム、古河電工、古河鑄造、神戸製鋼等の各企業の業績も余り良くなかったのであり、これらの関連企業の市場を確保するためにも、トーハツを富士電機が押さえることが必要であったものとみられる。このことはトーハツの支払手形・買掛金の相手方にこれらの関連会社が名を連ねていることから判明するのである。(トーハツ有価証券報告書参照)

要するに、富士電機がトーハツを経営するようになったのは、富士電機等の古河系の独占資本の市場を維持強化するのが最高の目的であり、トーハツはその道具に過ぎないというのが、この独占資本の本心であったとみられるのである。このことは次にのべるような、富士電機の経営の実績、『計画倒産』の実態、さらに更生計画の本質の分析によって、いっそう明らかとなるであろう。

富士電機の経営の実績 富士電機が三年間トーハツを経営した実績を分析しよう。紙数の関係上ここでは、富士電機が経営者を送りこむ前の三五年九月份と、倒産時の三九年三月份の二つの財務諸表を中心として分析することにした。以下この項は、君塚「トーハツの倒産と経営者の責任」トーハツ労組パンフレットに加筆したものである。

右の目的でこの二期の貸借対照表を比較して資金運用表を作製すれば第17図の如くであり、売上高の動きも第17図にあり、流動資産と流動負債の関係は第18図で示される。(第17、18図参照)これらの図表から次のことが判明する。

- 1、売上Ⅱ生産はむしろ減って来た。(第17図)
- 2、下請等からの借入である流動負債が、増加資金の大部分を占めている。(第18図参照)

トーハツにみる資本の論理(2)

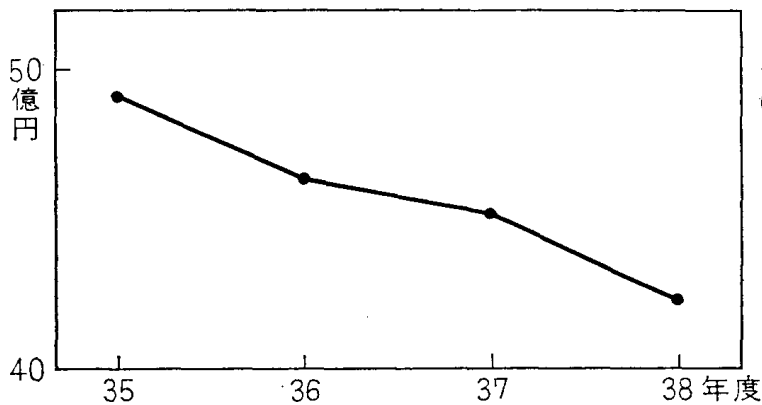
第17図 資金と売上の動き (トーハツ)

35上 ~ 38下

資金の用途		資金の源泉
固定資産 127 (27)	当座資産 1,074 (22.8)	流動負債 3,671 (77.8)
	棚卸資産 889 (18.8)	
↓ 固定負債の返済 64 (1.3)	35年9月期 ~ 38年9月期 累積赤字 1,077 (22.8)	引当金 999 (21.1)
	38年下期損失 1,487 (31.5)	
計 4,720 (100.0)		計 4,720 (100.0)

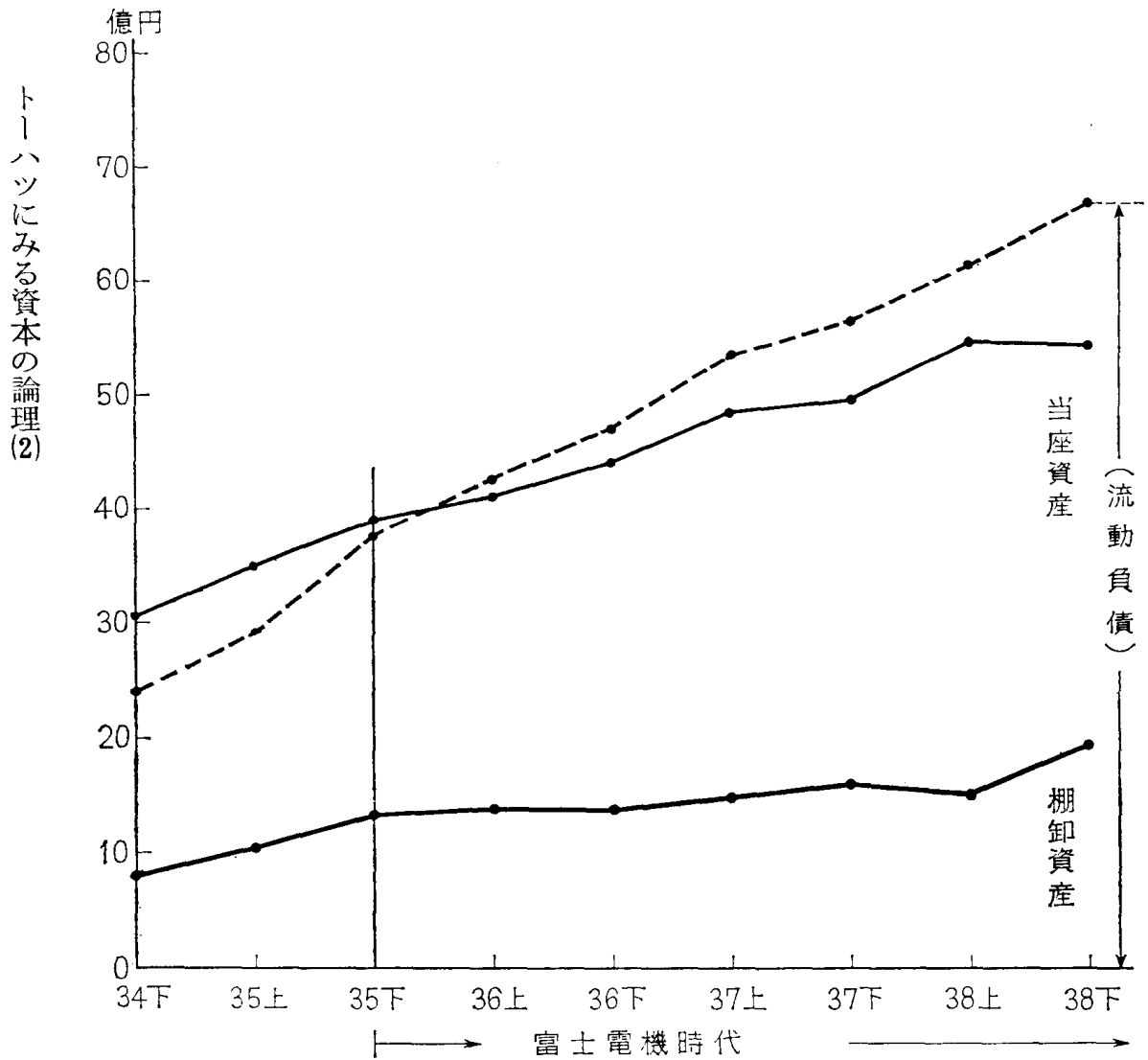
(注: カッコ内は%)

売上高の動き (35~38年度)



(注)
上期,下期合計

第18図 流動資産と流動負債



3、増資はわずか五千万円に過ぎない上に、資金が入って来たわけではなかった。すなわちこれは、トーハツの子会社である「トーハツ車輛」を昭和三八年六月に吸収合併したために発行した株式である。(この合併によって「合併差益」四七七万円をつくり出し、これを三八年三月期の赤字の穴埋めの一部に使用した。すなわちこの合併は子会社を利用して、赤字の穴埋めをするためと、翌年早々おこなった倒産に備えるためであったと、結果的にはみられる)

4、設備を中心とする固定資産の増加分は、三年間に約一億円余であり、これもトーハツ車輛の合併を考えば、実質的な設備の増強とはい

い難い。

5、下請等からの買掛金を増加させているのに対し、大口債権者（富士電機、大銀行）からの長期借入金も六千四百万円余返済している。いかえれば下請等に大企業の借金を肩代わりさせたともいいうる。

6、原価は「合理化」によって、むしろ下がっている。（前号 原価率のぐらふ 参照）

7、下請等からの負債（買掛金、未払金、支払手形等）によって得た資金の主な用途は次の如くである。

(1) 売掛金、受取手形等の当座資産に約一〇億円。

(2) 製品、材料等の棚卸資産の在庫増に対し約九億円。

(3) 三九年九月期以降の累積赤字の穴埋めに約一〇億円。

(4) 残りは三九年三月期の実質赤字約五億円の穴埋めにあてた。（公表の赤字約一五億円、引当金の増加設定によるものが約一〇億円であるから、実質赤字は約五億円となる）

以上の数字から富士電機の経営政策は、客観的には次の如く評価される。

1、積極的な経営方針によって、生産 \parallel 売上を増強して、トーハツを再建する努力は、ほとんど見受けられない。ただ消極的にトーハツの内部の「合理化」を重視しただけである。

2、トーハツを、富士電機や古河系関連企業の製品の吐け口として利用しただけであるといわれても、仕方がない。

3、株式という安定した資金を提供しないで、貸付金（トーハツの立場からは借入金）の形をとった。例えば富士電機の不要な設備を七、五四九万円で売りつけておいて、この代金を「長期借入金」に振替えて利息をとっていたのである。（二八年九月期 トーハツ有価証券報告書 一六頁 参照）

4、経営の失敗によって生じた赤字に基く資金の不足は、下請等からの負債（納入品に対する支払期限の延長と増額等による）の増加でカバーした。

5、倒産時の決算では、前記の如く、引当金を多額に計上して、計算上の赤字をふくらませて、倒産後の処理——例えば下請に対する債務の切捨て、労働者の解雇等——を促進させた。

要するに、富士電機の経営方針は、トーハツの経営を立て直すために努力したとは思われず、またその能力もあるとは見受けられない。ただ富士電機等の古河系の独占資本のために、トーハツとその下請およびそれらの労働者を利用したに過ぎないといっても、過言ではない。トーハツ倒産までの十年間に、オートバイの市場は一〇倍に増えたのである。この間の独占の競争に耐え抜くことは経営者の責任である。

「事業が必要最小限度の利益を生み出すことができるかどうかは、経営者の責任である。端的にいえば経営者はそのためにこそ給料をもらっているといつてよい。」（ドラッカー『現代の経営』野田一夫監訳 上巻 昭和三一年 八

三頁 Peter F. Drucker: *The Practice of Management*, 1954, p. 60)

前にのべたように、ホンダが発展し過ぎたためにトーハツが倒産したというよりも、むしろトーハツの経営者、とりわけ富士電機の経営者の経営が消極的であったために倒産したといつても過言ではない。現に、前にのべたように、規模からいっても、資本構成の点からみても、トーハツより劣っていたヤマハは、経営政策の堅実さによって、トーハツを追い抜いたのである。ホンダとヤマハの経営者が実行した政策を行い得なかったことは、明らかにトーハツの経営者の責任である。現にトーハツの労働者は、低賃金の下で、「コスト」切下げに協力させられて来たのである。以上の分析を通じて、トーハツの倒産は明らかに経営者、とりわけ富士電機の責任であると断言してよい。次に

倒産をめぐる『計画倒産』に焦点をあててみよう。

『計画倒産』の分析 トーハツの倒産は、マスコミでも『計画倒産』として問題にされた。『計画倒産』とはもちろん学問上の用語ではない。ここでは、あらかじめ倒産に備えて、資本の損害を少くするため、下請や労働者の犠牲において、いろいろな処置を事前に隠密裡に行ったことを意味するものと解しておく。従って計画的であるか否かは外部から証明することは極めて難しい。以下できるだけ数字を使ってこの問題をあとづけたい。

まず、富士電機の「公約」を指摘すべきであろう。富士電機派遣の福島社長は次の如く言明した。『当社の再建は容易な業ではないでしょうが、決して不可能事とは思っておりません。幸い富士電機製造株式会社の全面的御支援もあり、……必ずや遠からず再建達成疑いなしと確信しておる次第であります』（三六年三月 営業報告書より引用 傍点引用者）だからこそ、後でのべるように、下請等が引っかけたのである。

(1) 金成会長の『辞任』 富士電機社長であり、トーハツの会長である金成増彦氏は倒産の日（二月二四日）の二週間前の二月一〇日付でトーハツの会長を『辞任』している。従って、この『辞任』の手續をするに要する日時からいって、この『辞任』は倒産の二、三カ月前から準備していたに違いない。倒産後、トーハツは富士電機と関係がないように見せかけ、倒産の責任を逃れようとして打った手であるともみなされる。

(2) 株式の肩代わり。富士電機は持株四〇万株を子会社の宝永興業に譲渡している。この狙いは、(1)富士電機のトーハツに対する持株を減らして、倒産後の責任を減らし、(2)譲渡価格を一株当り約五〇〇円（額面の十倍以上）として、富士電機の「損失」を少くした。つまり、他の大企業と同様に、利益操作の手段として子会社を利用したのである。（宝永興業は富士電機の不動産の八八%を所有している「トンネル会社」である。公認会計士が、この操作を黙

認している事実注意到すべきである。「富士電機有価証券報告書」三十九年三月 一三三頁参照)

(3) 貸付金の肩代わり トーハツの倒産直前に、富士電機のトーハツに対する貸付金一二億円を宝永興業に「譲渡」したといわれる。(トーハツ労組「計画倒産の実態」 一〇頁) この目的は、前にのべた株式の肩代りと同じ効果を狙ったものとみられる。

(4) 固定資産の売却 富士電機はトーハツの倒産前に、固定資産(土地が減少しているので、土地の売却が主なものであるとみられる)を売却して四千六百万円を入手した。(営業報告書) 倒産前に、できるだけ投下資本を回収しようとしたものとみなされる。

(5) 子会社の合併 前にのべたように、トーハツ車輛を合併したのであるが、この会社は赤字ではなかった。この事實は、倒産にそなえて担保物件又は換金のできるものを確保するためであったと、結果的にはみなされるものであるといえよう。

(6) 担保の追加 倒産前、とりわけ倒産直前に急いで富士電機と銀行のためにトーハツの資産に担保を設定したり、追加したといわれる。すなわち二月二〇日までにトーハツの不動産を富士電機名義に書き変えることを忙がせ、二月二二日には富士・協和・三井・三菱の各銀行が抵当権を設定したといわれる。(衆議員商工委員会議事録 三十九年四月八日 一八一―九頁) この動きは、倒産後の債務弁済の場合、担保権のある債権の方が有利だということをあらかじめ計算したからであろう。(後述 更生計画の吟味参照) 富士電機のトーハツに対する貸付金には「リッパな担保があり、どう悪くころんでも、まる損にはならない。」「この際の措置としては更生法にもっていくのが最良の手だ」というわけである。(「ダイヤモンド」三十九年三月一六日号 八四頁)

第3表 資金運用表（トーハツ 38上～38下，単位百万円）

資金の用途		資金の減	
	小計		小計
当座資産：			
売掛金の増	92	現金・預金の減	89
前払・仮払金の増	64	買掛金の増	23
未収金の増	26	前受金仮受金：	72
	182		185
棚卸資産：			
製品	178	未払金の増	383
仕掛品	100	支払手形の増	153
原材料	108		436
貯蔵品・半製品	25		
	411		
借入金の返済：			
短期借入金	11		
長期借入金	25		33
引当金取崩し：		保証金の増	19
退職給与引当金	15	投資の減	3
	15		22
合計	641		643
損失の計算		固定資産の減	47
繰越損失金	△ 93		47
当期損失金	△ 1,394	受取手形の減	371
	△ 1,487	貸付金の減	60
差引：			431
貸倒引当金の増	589		
棚卸評価減の引当金の増	424		
繰延勘定の増	5		
	1,018		
再差引正味損失金	△ 469		478

トーハツにみる資本の論理(2)

(7) 下請からの『取りこみ』富士電機は倒産（前にのべた如く、ここでは会社更生法の適用申請のこと）直前に、下請に対し大量の部品を発注して納品を急がせ、これを倒産前に製品として投げ売りして、資本の回収を図ったといわれる。（前出商工委員会議事録参照）この政策をあとずけるために、倒産前の昭和三八年上期と倒産時の三八年下期の貸借対照表を比較して、資金運用表を作ると第3表に示される。（第3表）資金運用表に現われた主要な動きは次の如くである。（倒産時の有価証券報告書は入手できないので

營業報告書によつた。従つて詳細な分析はできない。) ます倒産時の在庫品が九カ月分もあつたことが指摘される。(前号第2表参照)

(イ) 下請等から材料、部品を約四億円も多く買入れたが、代金は未払又は手形である。倒産後は当然不渡り(又は返済不能)になることが予想されていたのである。従つて約一千百社といわれる下請の立場からいへば、富士電機が倒産を見越して、前期よりも四億円多く踏み倒したということになる。この材料部品の大量発注によつて得た製品は、倒産の数日前に富士電機と古河グループ各社に搬出し、各支店にある製品には富士電機の名で倉荷証券を発行して債権を確保したといわれる。(前掲『計画倒産の実態』一〇頁) 例えば倒産二日前に古河系の日本軽金属その他に對し、従業員用としてオートバイを売り込んだということである。(「經濟文芸」三九年 六月号 一〇—一三頁参照) こういう火事泥式なやり方は、衆議院商工委員会でも取りあげられて問題になつた。つまり富士電機では「動産は抑えておかないと担保にならないからやった」というのである。(「財界」三九年四月一日号 二四頁)

(ロ) 赤字と穴埋め。資金運用表(第3表)の下段で示すように、倒産時の赤字(累積純損失を含む)は約一五億円である。しかしこのうち前期の赤字より当期の赤字が増えた分は、約一四億円であるが、そのうち一〇億円は引当金を一挙にふやした分である。(貸倒引当金約六億円、棚卸資産評価減引当金約四億円) 従つて正味の赤字は四億七千万円弱となる。要するに倒産時の公表赤字は約一五億円であるが、このうち一〇億円は水ましましたものとみなされる。この水ましは赤字を大きく計算して倒産を合法化し、倒産後の債権(下請への部品代、労働者の退職金)支払が困難であるようにみせかける手段ともみられるのである。

とりわけ注意すべきことは、倒産時の決算の際の正味の赤字の増加分約四億円の穴埋めに、受取手形の譲渡と貸付

金の回収を行ったことである。受取手形割引高は約二億円減っているものであり、貸付金の減少は主として関係会社に対するものだからである。恐らく倒産前に製品を投げ売りして得た手形を富士電機が入手したものと推定される。

要するに、富士電機は倒産を計画して、事前にいろいろな手を打ったのである。とりわけ富士電機の利益のために、下請に対し二八億九千四百万円を未払にして、会社更生法を利用して、そのほとんどを踏み倒そうとしたことは特筆大書すべきである。(三八年下期 営業報告書 貸借対照表の脚注参照) 富士電機が「部品のタダの納入」をさせるため大量発注を行い「不渡り手形、倒産、会社更生法のコース」を計画し、貸付金を回収したものとみられている。(この間の分析は、前掲「経済文芸」一三頁以下参照) 上品で有名な(?) 週刊紙まで、トールハツに富士電機がバ、一、キャバレー四〇軒を計画的に飲み逃げしたと批判した。(「週間実話」三九年六月一日)

更生計画の本質 トールハツの更生計画の分析を行う前に、会社更生法について概説しよう。この法の精神が、この社会で具体的にどういう役割を果しているかを明らかにするためである。会社更生法はアメリカの制度を導入したものであり、窮境にあるが再建の見込のある株式会社について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しながらその事業の維持更生を図るものとされている。(松田二郎「会社更生法」参照)

会社更生の場合、管財人は更生計画案を作成し、裁判所は関係人集会(債権者、株主)を開き、計画案についての意見を聞く。労働組合(ない場合は労働者代表)の計画案についての意見を裁判所は聞くことを要するものとなっている。とりわけ「管財人に最も必要なのは、企業に対する経営的・再建的能力であり、資金調達の手腕は殊に必要」であるとされている。(松田前掲書 六頁)

倒産後三カ月たって管財人となったのは藤掛善蔵氏であった。藤掛氏は元大成火災保険常務であり、大成火災は古

河（第一銀行）グループであるとされている。後でのべるような曲折をへて管財人が裁判所に提出した更生計画案は、本文（タイプ印刷 一六頁）と別表（同 一三枚）からなっている。本文の内容は次の通りである。

序章（四頁余）更生計画案作成までのいきさつ、事業計画、経理状況、弁済方法等を簡単にのべたもの。

第一章（六頁）更生債権等の弁済計画 更生担保権、優先的更生債権、一般更生債権について、債権の切捨て、弁済期限、資金調達等をのべたもの。

第二章（四行）共益債権及びその弁済方法

第三章（二行）予想超過収益金の使途

第四章（一〇行）未落着権利の処理

第五章（一〇行）株主の権利、減資

第六章（一〇行）富士電機に代物弁済として、新株五〇万株発行

第七章（六行）定款の変更 本店所在地、株券の種類

第八章（約一頁）役員を選任 管財人が社長となり、トーハツの部長を取締役にすること等

右の如く更生計画案の本文は極めて簡単なものであり、その詳細は別表を見なければ判らない仕組みになっている。別表は一三枚の表で構成されており、商法規定の財務諸表（二枚）弁済予定に関する表（五枚）収益予想表（一枚）共益債権支払状況（一枚）売却予定物件明細（四枚）がこれである。従って、別表の主な内容は、売却予定物件明細表を含めて、弁済計画に関する表である。しかしこの表を見ただけでは恐らく、その狙いが判らないようになっている。例えばそのうちの弁済計画総括表は、一〇億円単位も含めた細かい数字が、縦三三行、横八行にわたって書

第4表 弁済計画総括表の一部（単位：円 別表第9の1部）

債権種類	債権者	確定債権額	免除率	弁済額	
更生担保権	富士電機製造	930,962,795	—	930,962,795	
	金融機関	903,430,238	—	903,430,238	
	富士銀行	458,966,200	—	458,966,200	
	協和銀行	348,914,912	—	38,914,912	
	三井銀行	56,930,876	—	56,930,876	
優先生債権	日本長期信用銀行	21,442,397	—	21,442,397	
	安田信託銀行	4,982,120	—	4,982,120	
	三菱銀行	2,193,733	—	2,193,733	
	その他	17,520,225	—	17,520,225	
	計	1,851,913,258	—	1,851,913,259	
優先生債権	公退租公課金	35,533,158	—	35,533,158	
	職計	58,511,845 94,045,003	— —	58,511,845 94,045,003	
更生債権	富士電機製造	2,989,936,485	約79.7	607,020,081	
	本讓	2,086,658,513	80.0	417,331,628	
	受分	903,278,347	79.0	189,688,453	
	金融機関	454,770,851	70.0	136,431,256	
	富士銀行	328,401,372	70.0	98,520,412	
	協和銀行	122,714,323	70.0	36,814,297	
	八十二銀行	3,655,156	70.0	1,096,547	
	保証金	100万円を超えるもの	159,153,724	—	50,375,503
		50万円を超え100万円以下	126,325,590	70.0	38,102,089
		30万円を超え50万円以下	24,597,801	65.0	8,719,500
30万円以下		8,230,333	60.0	3,553,914	
債権	一般債権	1,193,490,563	—	368,142,766	
	100万円を超えるもの	1,122,195,809	70.0	337,024,849	
	50万円を超え100万円以下	35,527,733	65.0	12,592,431	
	30万円を超え50万円以下	15,011,721	60.0	6,371,289	
	10万円を超え30万円以下	16,339,991	50.0	8,442,315	
	3万円を越え10万円以下	3,584,281	20.0	2,881,054	
	3万円以下	830,828	—	830,823	
計	4,797,351,623	—	1,161,969,606		
合計	6,743,309,884	—	3,107,927,867		

トーハツにみる資本の論理(2)

き込まれているのである。(その一部は第4表参照)

この更生計画案は、次に指摘するように不十分なものであるとみなされる。(以下この頃では、君塚「更生計画案についての意見」トーハツ労組 四〇年七月発行パンフレットを加筆したものである)

一、計画の評価

(一) 計画の基礎について 計画に根拠がなく信頼できない。

1、計画のうち最も重要な利益計画については収益予想表一枚(別表第11の1)しかなく、これは七年間にわたる簡単な予想損益計算書に過ぎない。利益計画の基礎となるべき生産計画、人員計画、原価、販売計画等がぬけている。前にのべたように、計画案本文中にある「事業計画」は約千字位の極めて簡単なものである。故にこの計画案は根拠がなく、信頼できないと思われる。

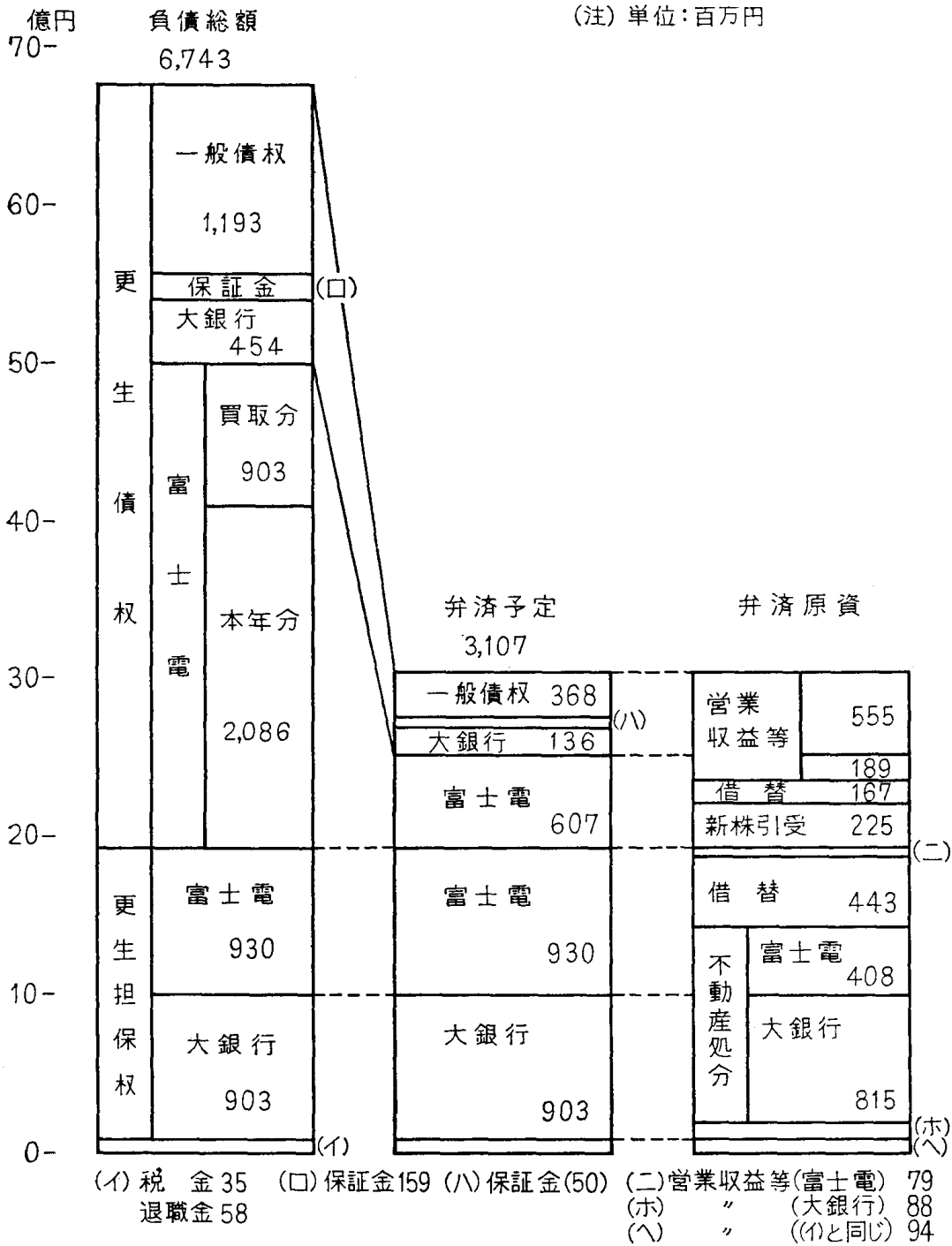
2、財務諸表の妥当性が保証されない。計画案には昭和四〇年三月二〇現在の財務諸表(簡単な財産目録、貸借対照表、損益計算書)があるが、損益計算書はわずか三行位で済ませてある。また倒産時およびその後の状況が正確に反映されているかどうか保証されない。従って債権額についても、その妥当性を信頼できるかどうか疑問である。

更生計画案は「会社を復活せしめて、再出発せしめるためのものである」(松田 前掲書 一四八頁)以上、再出発に必要な諸計画を必要とする。前に指摘した点からみても判るように、この「更生計画案」は、実は次にのべるように、主として、大口債権者のための弁済計画を中心としたものである。

(二) 弁済計画について

企業再建のための計画というより、むしろ大口債権者のための弁済計画である。

第19図 弁済計画総括表



トーハツにみる資本の論理(2)

1 債権額の約三分の一は更生担保権であり、このほとんどすべては富士銀行と大銀行（富士銀行、協和銀行、三井銀行等）である。（第19図 参照）以下これを大口債権とよぶ。大口債権はそのまま残してある。

2 下請等の一般債権（以下小口債権という）は相当切り捨てる。（第20図 参照）債権総額と弁済予定額（いわば取り分）を百分比で比較すると、富士電機は九%の減であるが、小口債権は六%減少するのに対し、大銀行は一三%の増加となっている。

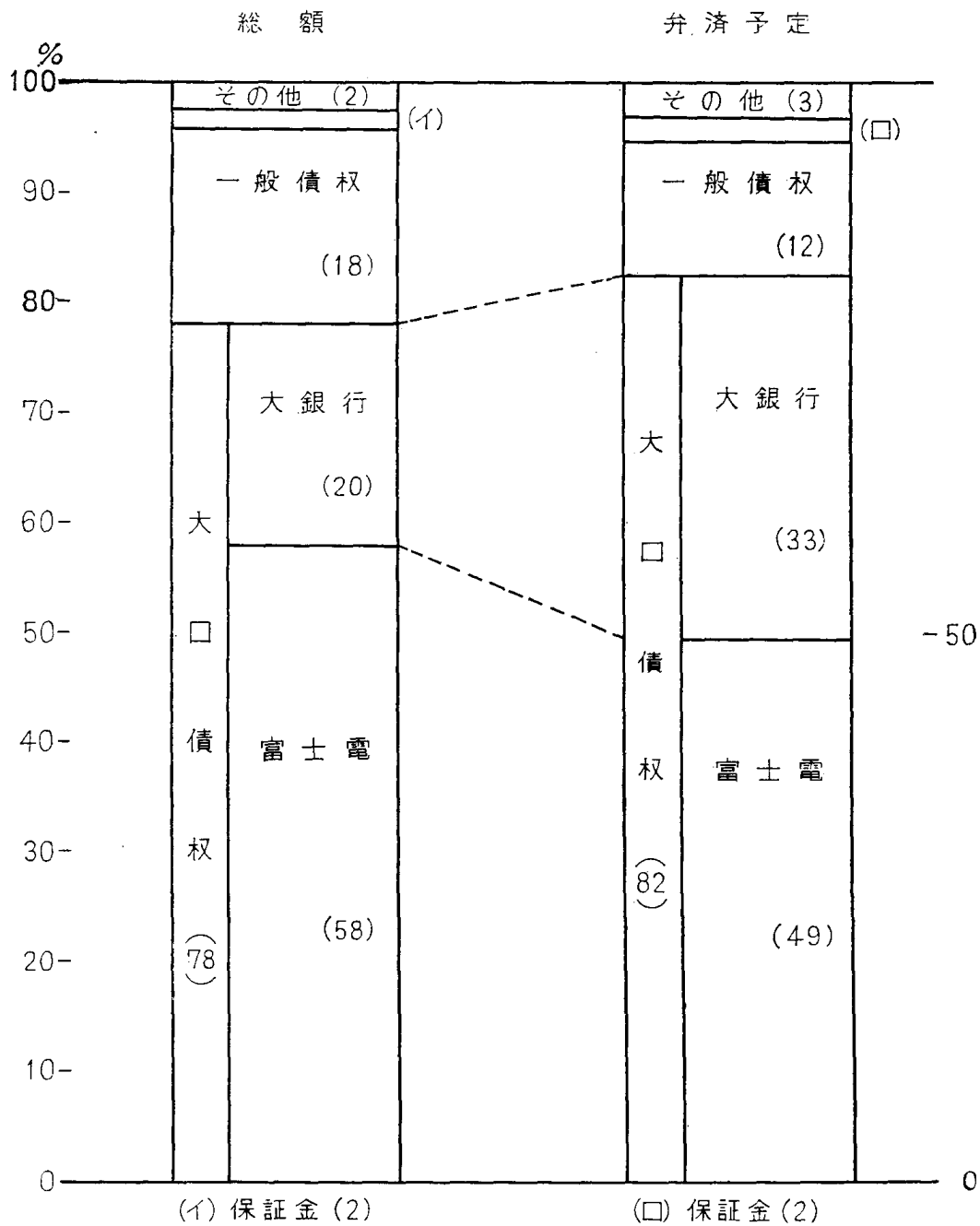
たしかに富士電機は損をしたように見えるが次の条件を考慮すれば、この損害は割引いて考える必要がある。まず富士電機は、中小企業無担保債権者に対し、昭和三九年五月から、債権の一〇〜二一%の金額でトーハツに対する債権を買入れたのである。従って富士電機のもつ買取分九億円の債権は、平均一五%で買入れたとすれば約一億三千万円であるから、七億七千万円は水まじしたものとなる。残りの二〇億円についても、前記の如く、不要機械の払下代金を含むほか、製品に対する担保権設定も考えねばならない。さらに富士電機はトーハツに対し自社製品の押しこみ販売を行って来たことも考慮すべきである。

大銀行についても、トーハツに対する債権については、そのほとんどすべてに対しトーハツ受取の手形を担保としてとっておいたのである。（三八年九月期 有価証券報告書）このように大口債権者は工場財団を抵当物件としたり手形を担保としてあったので損害は案外少いものとみられる。

しかるに小口債権者は担保がなく、債権の七〇%（ただし百万円以上）を切捨てられたり、あるいは一〇〜二一%で権利を放棄させられたのである。

要するに弁済計画の骨子は下請等の小口債権の犠牲において大口債権を救うことを目的としたものであるといわね

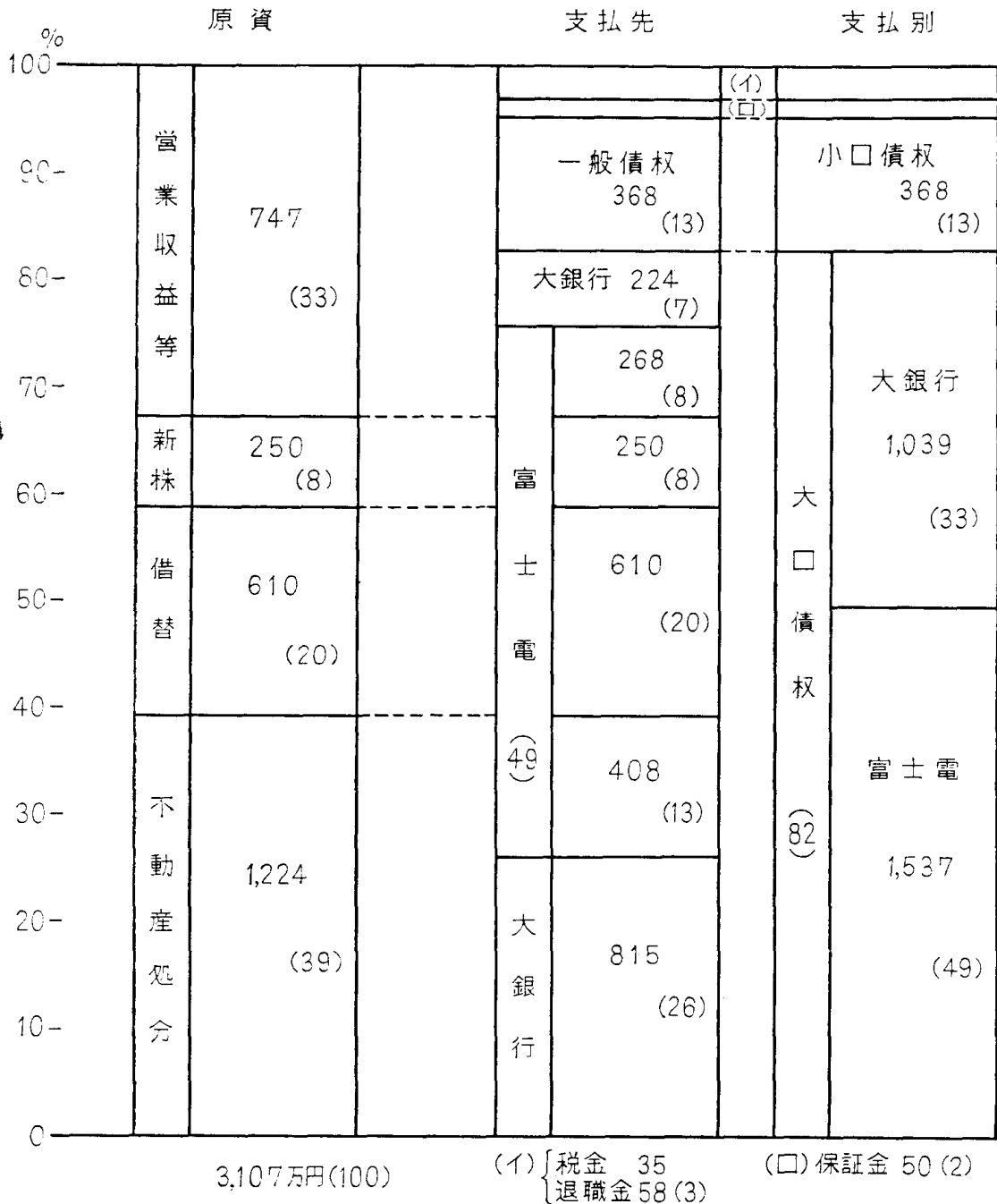
第20図 債権弁済状況 (%)



第21図 介済予定額

(注) 単位：百万円，カッコ内％
 一般債権の内には更生担保権その他
 17 (0.5) を含む

ト
ー
ハ
ッ
に
み
る
資
本
の
論
理
(2)



ばならない。

3、弁済の原資の保証についても、大口債権が有利になっている。(第21図) すなわち、絶対確実な不動産の処分によって得た代金一二億円は、大銀行が八億円、富士電機が四億円と山分けすることはなっている。さらに富士電機はトーハツに六億円の借り替え、二億五千万円の新株発行をさせて、トーハツに対する支配力を維持、強化しようとしている。しかも不動産を早く処分すると眼につくので、五年目に行う計画となっている。この間、倒産直後から行ったような小口債権の買いたたきを行うものと想像される。一方、下請に弁済する原資は不確実な営業収益をあてているのである。

要するにこの更生計画案は、右にのべたように、会社の再建のための計画というより、むしろ下請の犠牲において独占資本の利益を図る計画であるといつてよい。富士電機と関連独占資本は、まず「計画倒産」を行って下請から部品等を捲きあげた上に、この代金である債務を買いたたいたり、踏み倒そうと図っているとみなされる。

更生計画案を審議する関係人集会では、中小企業者から強い不満が出されたといわれるのは当然である。けれども関係人集会で議決する場合は、債権額に比例して議決権が認められるので、下請の中小企業は泣寝入りせざるを得ないのである。従つて会社更生法の立法趣旨にかかわりなく、独占資本の利益を守ることを内容とした計画が強制されるのが現実である。端的にいえば、会社更生法は独占資本の更生法であるといつてよい。

会社更生と労働者の関係はどうであろうか。まず会社更生によって労働者の解雇が可能である。現に更生法の適用申請によって会社の将来に見切りをつけて、労働者が退職していったのである。男二七才で二万三千円、女二三才で一萬三千円という低い賃金で働かされた上に、退職金もせいぜい二割しかとれなかつたのである、更生計画案をめぐ

る関係人集会でも、退職金に対する債権者としてのみ出席できるのであり、しかも議決権は実質的には無視されるに等しい。しかも長年働いた職場に残った労働者に対しては、次にのべるように、資本の側からいろいろと強い攻撃を加えられたのである。

要するにトーハツの例にみるように、会社更生は中小企業と労働者の犠牲において資本を救済する制度であるといえるのである。

四、労働者の戦い

すでに前号でのべたように、倒産という臨終の際に資本の本音がでるものである。いままでのべたように会社更生が資本の利益を図る制度として存在しているのであるから、労働者の戦いも、さらに厳しくならざるを得ないのである。以下紙数の許す限り、トーハツの倒産をめぐる労働者の戦いをのべて、記録に止めると共に、今後の戦いの教訓にしたいと思うのである。

倒産直後の動き 倒産（会社更生法の適用申請 昭和三九年二月二四日）の数日前から、トーハツ労組は前にのべたような会社側のあわただしい動きを察知した。そこで取り合えずトーハツ労組全体の代議員会を開いたが、倒産の動きがあるという情報はほとんど信用されなかったといわれる。「なんのかのといっても、天下の富士電機がまるがかえで再建に努めている以上、面目にかけても、途中で投げだすようなことはあるまいとみたのである」（三鬼陽之助「悲劇の経営者」一四八頁）トーハツはオートバイ業界の老舗であり、しかも富士電機は倒産の準備を隠密裡に行ったからである。こういう理由で、労働者が『後は野となれ山となれとはあらゆる資本家の相言葉である』というマ

ルクスの警告を理解していなかったのは、むしろ当然であった。

『周期的にいやなウワサが流れて、株価が大きく動いて迷惑している。金融上の問題はなにもない』という平島社長
の言葉（『日本経済新聞』三九年二月七日号）を信じていた労働者にとって、倒産は『寝耳に水という感じで』あ
った。（『週刊サンケイ』三九年五月四日号 一一〇頁）

当時トールハツ労組は中立労組であり、いわゆるおとなしい組合であった。（倒産前の三八年九月期の有価証券報告
書 労働組合の状況には「特記事項なし」と記されている）この労働者に対し、会社側は倒産後一〇日目に、計画通
り次の形で人員整理の通知を行った。

A 即日解雇（組合活動家を中心とする六四名）

B 「レイオフ」（一旦退職した上で二輪車部門再開まで自宅待機約三五〇名二輪車部門は再開の見込がなかった
から実質的には解雇と同じ）

C 就職あっせん（会社が就職あっせんすることを前提として退職約三三三人）その他約七〇名計八一七名

『何事も会社のため、会社がなければ自分の生活もない。誠心誠意自分を捧げてきた結果が、この一枚の紙だった
のだ』という一労働者の言葉が良くその時の状況を伝えている。（『週間文春』三九年六月二二日号 二七頁）

ある機械工（五大家族 月収三万八千円）はいう。『十七年間もの間真面目に働いてきたのに……三二才の私が十
七年間働いてきた会社です。私の半生ですよ。それを一瞬にして裸同然で追い出されるとは……』（『週刊現代』四月
二三日号 一二頁）追いつめられた労働者は団結して戦う以外に道はなかったのである。

この一方的解雇は倒産後二日目に組合と会社側と結んだ協定を無視したものであった。すなわち二月二六日の協定

書によれば「会社は、組合員その他従業員の解雇、配置転換並に、労働条件の変更については、組合と協議決定する」とあったからである。この強引なやり方は、かえって資本家に対する憎悪を強め、労働者を団結させる結果となった。

労働組合の方針 トーハツ労組はこの事態に対応して、日本ロール等の争議団の経験を参考として主な方針を次のようにきめた。

- 1、敵を富士電機一つにしぼる。
- 2、大量宣伝を行って大衆の支持をうる。
- 3、全国全属に加盟して斗争の体制を組織化する。

この方針は基本的には正しかったと思われる。第一の方針については、トーハツを支配し倒産させたのが富士電機であるから当然である。また敵を少く味方は多くという戦術の原則に適い、具体的であり、さらに下請の中小企業と共闘する可能性を与えるものである。方針の第二については、問題を大きく広げて外部の労働者の支持を結集させて大きな力とすることが可能である。例えば全国にオルグを派遣して訴えたり、地域の住民の要求をくみ上げて戦ったりし、地元の板橋区では一万名目標の署名を集めて、区議会に「一方的解雇は不当である」旨の決議をさせたりした。

方針の第三の全金加盟によって、中立労組であり斗争経験も斗争資金も少いトーハツ労組にとっては、支援と指導をうけることができた。またこれによって一流の弁護士等の応援が可能となり、組合にとっての大きな力となった。

これらの方針のスローガンは『自分を変え、まわりの労働者を変え、町を変え、国を変える』ことであった。(むすび参照) 組合員は団結して、連日のように行動隊を組織して各方面に陳情や抗議に出かけていき、生活対策部は組

合員のために産地に野菜を買い出しに行ったり、資金集めに行商を行った。労働者の必死の努力が効を奏しはじめ、昭和三九年四月には、衆議院の商工委員会で、富士電機の「計画倒産」問題をとりあげさせるにいたった。またマスコミでも、富士電機に打撃を与えようという同業他社の意向もあって、トーハツの倒産をとりあげるようになったといわれる。トーハツの下請のうち、少くとも約五〇社が倒産したと推定され、大きな問題となった。(衆議院商工委員会議事録 三九年四月八日 一九頁)

更生計画立案まで 労働者の戦いが強くなる一方、「敵」である富士電機の内部にも矛盾があった。自社自体の業績が悪化していたので、子会社のトーハツの問題をなんらかの形で処理しなければならなかった。三月決算を発表する時期は五月末であるが、五月二七日会社側は、工場閉鎖と解雇を撤回し、今後一方的な処置を行わない旨の協定を組合と結ばざるを得なかった。(注)労働者の戦い、特に共斗体制が強まり、組合の仮差押えが認められ、衆議院商工委員会でトーハツの平島社長、富士電機の金成社長が五月二一日喚問されるようになったという事情があったのである。裁判所でも、管財人任命前に解雇を行うことは不当である旨の見解を出さざるを得なかった。

(注) 以下管財人が裁判所へ提出した「月間報告書」および組合の資料による。

また富士電機のトーハツに対する「債権金額は三月三一日現在約一八億円であり、……現在会社更生法に基いて再建計画を立案中であり、現段階においては当社の損害額は未定である」(富士電機 三九年三月期有価証券報告書 三二頁)という形で、富士電機の信用失墜を食い止めるためでもあった。

この戦いによって大量解雇を撤回させ、更生計画の手續の開始決定が認められたのである。しかし独占資本の要請で選ばれた藤掛管財人は、更生計画を立案するより、以前と同じく組合対策を主な仕事とした。組合の賃上げと夏期

一時金要求に対し、七月三〇日管財人は『適正規模の策定』の名の下に「別会社案」を提案した。さらに九月二八日には、これが受入れられなければ七〇名前後の解雇をせざるを得ないというのである。（「適正規模」論の批判については、例えば経営分析論研究会編「経営分析論」第三篇第六章参照）別会社案とは、主力の東京工場を資本金五百万円の別会社とし、設備はトーハツから貸与してトーハツの下請けとし、材料、仕掛品を支給して賃加工を請け負わせ、三カ月分の資金一、五〇〇万円を融資するというのである。（会社側文書「別会社設立の提案について」三九年九月一七日による）

この「別会社案」の狙いは、トーハツの資産を確保し、強くなった労組を追い出すことであるとみられる。一言にしていえば休裁のいい解雇である。一旦別会社にしてしまえば、後は生かすも殺すも会社側の意のままであるから、全く虫の良い話である。（以下この項は、全金及びトーハツ労組の地裁宛意見書 四〇年七月二二日による）しかし更生計画案との関係が不明であり、富士電機の保証も得られないので組合はこの案に反対し、管財人も一応この案を撤回した。

「別会社案」が実行不可能とみた管財人は、一二月末から組合に対する政策を強めた。すなわち執行部を批判することによって、一般組合員の間にくサビを打ち込み、分裂させることによって組合の力を弱めようとしたのである。一二月の越年資金要求に対して、管財人は一二月一日に、四〇名を岡部工場に配置転換するという「配転案」を提起した。そして組合の志村支部（東京工場の主力）が配転案を承諾しないので、賃上げはできないと宣伝して分裂を図り、遂に四〇年一月二〇日以降、岡谷工場労組と京橋本社労組をトーハツ労連から脱退させ、会社と単独協定を結ばせるのに成功した。

倒産後一年たった昭和四〇年二月に管財人は賃上げを一二月にさかのぼって実施することにした。しかしこれには毒が盛られていたのである。すなわち前年一二月に組合(全金立会)と締結した協定を無視して、職制には高く、反組合的な労働者には厚くする一方、組合役員と組合協力者には極めて薄いという差別待遇を「査定」したのである。もちろん、この査定は、職制を資本の側に立たせ、反組合活動を奨励し、組合を分裂させるためであったとみられる。要するに管財人に現われた資本家の最大の武器は、労働者を分裂させることなのである。この政策はさらに強化されていった。

二月末から工場職制、反組合的な労働者を管財人が招いて、執行部批判と反組合活動の強化を宣伝し、次に工場幹部を連日動員して組合の切りくずしを行ったのである。

管財人が、会社更生法の規定による労働組合の意見の聴取も実行しないで、再建策を放置したので、労働者とりわけ東京工場の労働者の数は大はばに減少していった。(第5表)むしろ管財人はこれを狙っていたといつてよいであろう。すなわち倒産後の一年間に、六七%近くの整理ができ、しかも減少した職場は本社、支店、東京工場の三つで約八八%をしめ、とりわけ東京工場が五一%の減少となったのである。

三月以降は、組合側の更生計画案についての交渉要求に対し、管財人は応ずることなく、組合の分裂活動をさらに強化していった。四月になると、職制反組合分子を使って「臨時大会請求」の署名運動を行わせたのである。

更生計画をめぐる戦い 五月になり、更生計画案の提出期限の五月末が迫って来た。五月四日管財人は、ポンプ運転場への配転に応じないことを理由として、三名の組合員を懲戒解雇した。五月二〇日になると突然「更生計画案の骨子」を組合に提示して来たのである。

第5表 従業員の減少状況（「会社の現況」40年3月11日会社側文書による）

年月日	(イ)		(ロ)		減少人員 (イ)-(ロ)=(ウ)	減少率 (ウ) (イ)	減少割合
	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)			
本社	290	120	78	51	212	73.1	21.2
支店	229	91	75	102	154	67.2	15.4
東京工場	697	271	186		511	63.3	51.1
小計	1,216	481	339	生産 344	877	72.1	87.7
岡谷工場	284	197	158		126	55.6	12.6
合計	1,500	678	497		1,003	66.8	100.0

「更生計画案の骨子」は、前にのべた「更生計画案」と異り、人員整理も含まれていた。すなわち「更生計画遂行の態勢を固めるため」という名目で「人員整理」を行うというのであり、東京工場から四二名減らし、管理設計部門を八名増員し、岡谷工場も一四名増員するという内容である。

「整理基準」として、(1)二輪車生産の中止による「余剰部門に所属し、且、配置転換の効果が早期に期待できない者」(2)更生計画の遂行上「過去の実績において」勤務不良、怠業者、病弱、高令な者、その他(3)「会社の指示命令に反したり、職場の秩序を紊したり、或は会社の業務運営を妨げ、又は著しく協力しない者等の何れかに該当し、今後において再建への協力が期待できないか、又は再建を阻害する者」が含まれていた。この文面をみてもわかるように、管財人は組合活動家を実質上、指名解雇しようと図つたのであり、この方針は六月一日に解雇の通知となって現われた。

管財人は、この案が実行されないと破産するというピラを組合員に渡し職制・反組合の分子を使つて宣伝を強めた。五月二十九日管財人は裁判所に「更生計画案」を提出した。六月一日管財人は組合員三九名に対し、解雇の通告をした。更生計画の認可をまたず一方的な解雇を行ったことは、昭和三九年二月の協約（前出）に違反し、また管財人と組合が協議決定した協約（昭和三九年五月二三日覚書）すなわち「会社は今後組合員の解雇・労働条件の重大な変更にあたって充分協議して、一方的なことをやらないこと並びに会社再建、生産計画等についても、会社、組合協力することを約束する」という文言にも違反しているのである。解雇者の多くは組合活動家であり、そのうち、例えば志村支部の解雇者一二名全員が組合役員及び組合事務従事者であったことは、管財人の意図を証明するものである。

組合は六月一二日に「東発不当解雇反対総決起集会」を全金、支援労組と共に開き、この「指名解雇」が「明らかに昨年に於ける『計画倒産』の再現にほかならない」として、不当解雇の即時撤回、不当労働行為の即時中止、労働者中小企業の犠牲によらない更生計画の樹立を要求した。

会社側は夏期一時金で査定を行おうとしたり、一部の反組合員を使って、裁判所宛の「縮少もやむを得ない」旨の署名を集めさせようと計つたり、前記の決起集会に警察権力を入れようとした。

しかし管財人が裁判所へ提出した更生計画案に基き、七月二十九日に第二回、第三回の関係人集会（第一回は債権額確認のためなので、実質的には最終回である）を聞くことが決定された。管財人は、多数決により決議できると予想し、八月には更生計画認可の「お祭り」を開くといっていた。（「組合速報」四〇年六月二十九日）ここで管財人の果たした役割を検討したい。

トールハツの倒産以後発生して、会社更生法の適用を申請した『中堅企業』の場合とトールハツを比べてみよう。日本

特殊鋼、サンウエーブ工業（三九年一二月）、山陽特殊鋼（四〇年三月）の場合には、管財人は数名の部下を連れて、まず従業員に再建の協力を依頼した。とりわけ山陽鋼の原田管財人は、前社長と旧重役一五名とに対し、昭和四〇年末に、一六億円の損害賠償を請求したばかりでなく、昭和四一年一月二九日には荻野前社長に対して、数億円といわれるその全私有財産に対する保全命令（財産の凍結）を申請し許可されたのである。（「毎日新聞」四一年二月九日）

しかるにトーハツの管財人は、一人で乗り込み、「武士道とは死ぬることとみつけたり、という、あの葉隠の精神でやる以外ないということ、死ぬ覚悟で就任した」という話である。（「財界」四〇年九月一日号 三〇頁）けれども就任の一年間の実績でみる限り、管財人に現われた独占資本のトーハツに対する要求は、他社と異っている。すなわちトーハツの縮小再生産を図り、下請と労働者の犠牲において、独占資本の債権を確保することであり、この要請に抵抗する労働組合を弾圧し、破壊することであったとみなされるのである。端的にいうならば、トーハツの更生とは、独占の資本の更生を意味しているといつてよい。

関係人集会をめぐって 昭和四〇年七月二九日、関係人集会が開かれ、管財人の提出した「更生計画案」が説明されることになった。まず管財人から更生計画案の説明がされた。しかし計画案の重要な基礎となっている別表（前出）は大口債権者である担保権者のみに配布され、無担保の債権者である下請企業者、退職金債権者には配られていなかった。（以下この項は組合の資料に基づく）従って管財人（および代理人の弁護士）の口頭による説明だけでは、その内容が判るはずはない。組合の代理人である弁護士はもちろんのこと、下請の代理人の弁護士も異口同音に抗議した。すなわち重要な別表ぬきでは討議できず説明はないに等しいから、管財人は改めて別表を配布すべきであり、当日の関係人集会は続行にすべきだというのである。当日会社側は総会屋も出席させたといわれているが、大口債権者は議

決権も多いので、多数決で押し切られるものと考えていたのである。しかし組合側はもとより、下請の反対も強かった。裁判官も九月一日に続行すると決定せざるを得なくなり、管財人の意図は一応阻止されたのである。

しかし会社側は、この関係人集会へ支援する労組が出席することを防ぐために、組合の一役員をスパイにして、関係人集会が一日延期されたというニセの電話等を使って他の労組の応援を押しさえよとしたといわれる。(『週刊新潮』四〇年九月一日号) もちろん労組はこのスパイ事件を数万名のビラにして訴えたが、管財人は否定した。(『組合速報』四〇年九月一日号による) しかしニセの電報、電話があったことは事実である以上、客観的には会社側の策動であるとみなされてもやむを得ないであろう。

九月一日の関係人集会まで管財人は、第二組合を作り上げることに精力を注いだ。九月九日の定期大会をめざして、執行部を入れ替えさせて、会社側の意向に従う役員を選出させようとの努力が続けられた。例えば、主任にするという餌を出したり、九月六日夜には二十数名の組合員を旅館に招待したりして買収を図ったといわれる。(『組合速報』四〇年九月七日)

けれども一年半余の戦いを通じて、組合員は誰が労働者の味方であり、誰が敵であるかを見抜く力を体験的にもっていた。九日の定期大会では、会社側推せん(?)の役員は、ほとんど当選しなかったといわれている。この結果、管財人は関係人集会の前日の一〇日の午後になり、全金本部を通じて「解雇問題を撤回の形で解決するから関係人集会に協力してもらいたい」旨の申し入れを組合に対して行って来た。しかし時間的に無理なので、翌日の関係人集会を延期するよう主張したが、結論がでないまま、関係人集会は開かれた。

この関係人集会は、前回のと同じように、結局二一日に続行となった。会社側は中小債権者にも手をまわしたばかり

りでなく、岡谷工場の職制等を小口債権者の代理人として六〇名も出席させて、計画案賛成をのべさせようとしたが、組合側の抵抗に会って関係人集会は続行となったといわれる。

この関係人集会の際、組合側がかねてから準備した資料が役立つといわれる。すなわち、更生計画案について全国の経営・会計学者、公認会計士等の意見をアンケートの形でまとめたものである。アンケートの内容は、(1)更生計画案の基礎の一つである財務諸表について、第三者である公認会計士等の監査証明を要求することは正当であるかどうか、(2)更生計画案にある七カ年の収益予想表は確実か否か、の二点であり、理由をつけて回答を求めたのである。回答者の圧倒的多数は、(1)については正当であり、(2)についてはあてにならない、という結論であった。またこれについての多くの有益な理由がのべられていたのである。また更生計画案については「再建計画案としての具体的内容をもたず、むしろ会社清算計画としての役割をもつもの」であり「ねり直す必要があると考えられ」、会社更生法は不況期の合理化攻勢の一つとして利用される危険性があるので、トーハツの問題がテストケースになる、といった意見があった。

関係人集会在円滑に終了しないで続行を続けたのでは、裁判官にとっても自分の力量にひびき、管財人としても手腕がないということになるし、富士電機の九月決算期に影響をおよぼすばかりでなく、今後の中堅企業の倒産の処理の先例ともなってくる。関係人集会の「休憩」中、裁判官提案を考慮して、会社側と組合側の各代表弁護士が協議して、組合側の基本方針に基いて団体交渉をするということを確認して、関係人集会は続行になったということである。

追いつめられた会社側は九月一四日と一五日に警察権力を使って組合役員四名を逮捕した。とりわけ一五日には作

業中の工場に入って組合員一名を捕えたのである。ところがこの弾圧は、組合員に打撃を与えるどころか、かえって、組合の強化に役立ったという弁証法的な結果となった。すなわち「警察を介入させたのは、彼等が強いのでなく弱くなってきた現われに他なりません。……再三再四組合が主張しているように、悪いことをたくらめばたくらむほどそのみにくい姿が皆の前で明らかにされては失敗するでしょう。さらに私達は統一と団結をかため最後の勝利へ向きましょう。正義は必ず勝ちます」(「組合速報」四〇年九月一日)逮捕された五人は黙秘権を行使し、数日後釈放になった。

遂に九月二〇日の団体交渉と臨時大会の結果、管財人と組合は次の協定に到達した。その主な内容は

1、解雇は撤回する

2、管財人は、会社更生法の精神にのっとり、更生計画の実施を組合と協議する

九月二二日の関係人集会で債権者の投票が行われて、当然に更生計画案が決定され、認可された。しかし担保債権全額約一八億円が同意したのは当然であるが、無担保債権総額約四八億円のうち同意しなかったものが約七億円もあったことは注意すべきである。これは相当の数の下請債権者がこの更生計画案、従って富士電機の『計画倒産』に反対したことを現わしているのである。

ここに「不当解雇反対斗争」は妥結するに到った。トーハツは、オートバイの生産を断念して、消防ポンプ、船外機等の発動機生産と賃加工を行う中小企業として再建されることになった。

戦いの評価

トーハツ労組は、資本の激しい攻撃に耐え抜いて、解雇を撤回させることができた。とはいえ、ここに第三者としての評価をのべることは、今後の教訓になると思われる。どの労資の戦いにも必ず成果と欠陥がある。

まず成果としては

- 1、解雇撤回に成功した。
 - 2、富士電機の『計画倒産』をバクロした。
 - 3、トーハツの労働者に斗争の経験と自信を身につけさせた。
 - 4、とりわけ、組合の分裂を防ぎ「統一と団結」を守った。
 - 5、他の企業の労働者、特に倒産した『中堅企業』の労働者に大きな影響を与えた。
 - 6、企業のワクを超えた労働者の統一行動の模範を示し、全金の団結にも役立った。
 - 7、会社更生法改正の動きが問題となって来たことは、トーハツの労働者の戦いがその一つの原因であるとみられる。法制審議会では会社更生法の改正を検討し始めた。「毎日新聞」四一年二月二一日。
 - 8、下請の中小企業債権者とある程度統一して戦った。
- この成果を可能にしたものは、最初の斗争基本方針の正しきであり、これは他の争議団の経験から作り上げたものである。さらに二十万枚以上といわれる情宣活動、地域の問題との共斗、組合員の生活対策、連日の陳情、抗議、集会といった行動、とりわけ全金労働者との共斗等が大きな力となり、有能な弁護団、学者の応援が戦いに役立った。
- 一方、欠陥をあげれば次の如くである。
- 1、岡谷工場の組合が分裂した。
 - 2、富士電機（電気労連加盟）の労働者との共斗ができなかった。
 - 3、下請業者との統一戦線を結成することはできなかった。

4、富士電機と管財人を含めた経営者の責任追求が完全には成功しなかった。

5、第一回関係人集会の際、富士電機の債権額の妥当性を追求しなかった。

もちろん、この欠陥は前記の成果を否定するものではない。それどころか、『中堅企業』に会社更生法が適用された場合の最初の労資の戦いという重要な役割において、トーハツ労組がここまで統一と団結を守り抜いたことは高く評価してよい。若しも第二組合が結成されていたならば、この戦いは完全に敗北していたであろう。富士電機に連なる独占資本に対して、戦いぬき、一定の成果を得たことは労働運動史上の記録に止める価値がある。

むすび

いままで、トーハツの資本の動きを、戦前、戦後の発展から始めて、独占競争に敗れていく過程をのべ、富士電機の『計画倒産』と労働者の戦いを明らかにして来た。

この分析から得る結論は、紙数の関係等もあって読者の判断に任せることにしたい。しかし筆者自身が得た教訓は、次に掲げるトーハツ労組の委員長の言葉である。これをむすびにかえたい。(円乗淳一「工場閉鎖をはね返して二年」『文化評論』四一年二月号 一一六頁)

『会社がつぶれ、路頭になげ出された私達にとって、たたかう事だけに未来があった。たたかう事が展望であり、たたかいつづける中で、一步一步新しい展望をかちとって来たのです。(中略)一人ではたたかえないのです、家族ぐるみ、労働者ぐるみ、町ぐるみでなくては、みんなが苦しめられているんですからね。敵は同じなんです。これが現実です。否応なし、私達は、自分を守るために団結しなければならぬ。理屈ぬきでそうなんです。一組合の中だ

けでそうなのではない。日本中の我々の団結をかちとらなければならぬ。この二年のたたかいの中で、私達は経験を通してその事を学んだのです』

重ねていう。資本と労働とは根本的な敵対関係にある。資本主義制度が減びるまでは、昨日も今日も、また明日も、この両者は食うか食われるかの戦いを続けていくことであろう。

(注) この稿をまとめるため資料を提供して頂いたトーハツ労組、黒田寿男弁護士事務所にご礼申上たい。なおトーハツの問題については、左記論文を参照されたい。

角瀬保雄「企業分析 東京発動機」『企業法研究』四〇年四月号

鍛冶利秀「会社更生法を利用する計画倒産とその闘い」『労働法律旬法』四〇年一〇月上旬号

田乗淳一「工場閉鎖はね返して二年」『文化評論』四〇年二月号